

議案第24号

平成31年度富士見市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度富士見市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	12,517,609 ^m ³
(2) 水洗化世帯戸数	54,741戸
(3) 主要な建設改良事業	
管渠布設距離	3,265m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,820,468千円
第1項 営業収益		1,289,711千円
第2項 営業外収益		530,756千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,536,655千円
第1項 営業費用		1,381,724千円
第2項 営業外費用		153,891千円
第3項 特別損失		540千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額841,449千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,083千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

整額42,343千円、過年度分損益勘定留保資金622,714千円並びに当年度分損益勘定留保資金162,309千円で補填するものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	937,847千円
第1項 企業債	738,800千円
第2項 国庫(県)補助金	95,620千円
第3項 負担金	103,427千円
支	出
第1款 資本的支出	1,779,296千円
第1項 建設改良費	1,059,366千円
第2項 償還金	718,930千円
第3項 予備費	1,000千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	80,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内とする。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金の場合はその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協議するものとする。ただし、市財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えをすることができる。
特定環境保全 公共下水道事業	590,600			
流域下水道事業	67,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用の場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 93,830千円 |
| (2) 交際費 | 20千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業助成に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、190,000千円とする。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出します。